

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

			事業年度	：	：	法人名				
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)			令 令							
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算										
法人名			連結親法人						計	
所得金額の計算	連所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)							円
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)							
		差引((1)-(2))	(3)							
	個別金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	円	円	円	円	円	円	
		還付所得事業年度の所得金額とされる金額((3の計)×(4)/(4の計))	(5)							
法人税額の計算	還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)							
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)							
		控除税額	(8)							
		使途秘匿金額に対する税額	(9)							
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)							
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)							
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)							
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)							
		差引法人税額((12)-(13))	(14)							
		差引個別法人税額の負担額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	円	円	円	円	円	円
	(8)に係る個別帰属額		(16)							
	(9)に係る個別帰属額		(17)							
	(10)に係る個別帰属額		(18)							
	(11)に係る個別帰属額		(19)							
(12)に係る個別帰属額((15)+(16)-(17)-(18)-(19))	(20)									
(13)に係る個別帰属額	(21)									
(14)に係る個別帰属額((20)-(21))(マイナスの場合は0)	(22)									
還付所得事業年度の法人税額とされる金額((14の計)×(22)/(22の計))	(23)									

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、連結納税制度から通算制度に移行した内国法人（旧連結法人）の移行後に生じた欠損金又は災害損失について、その欠損金又は災害損失が生じた法人税法第80条第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）に規定する欠損事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の日前2年以内に開始した各事業年度（以下「前2年内事業年度」といいます。）が連結事業年度である場合に、その内国法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定によって法人税額及び所得金額があるものとされたいずれかの前2年内事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求するときに作成し、次の場合に応じてそれぞれ次に掲げる書類に添付して提出してください。
 - (1) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
「欠損金の繰戻しによる還付請求書」
 - (2) 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
「災害損失の繰戻しによる還付請求書」
- 2 この明細書の「前2年内事業年度（還付所得連結事業年度）」欄には、欠損金又は災害損失を繰戻す前2年内事業年度（連結事業年度に限るものとし、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求しない場合には、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度に限り、以下同じです。）に記載してください。

なお、2以上の前2年内事業年度の法人税額について還付を請求する場合には、その前2年内事業年度ごとに、この明細書を作成してください。
- 3 この明細書の「還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令和2年改正法附則第35条第2項）の計算」の各欄は、その内国法人及びその前2年内事業年度終了の日においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人について、次により記載してください。
 - (1) 「法人名」には、前2年内事業年度終了の日における各連結法人の法人名を記載し、同日における連結法人の法人名（旧法人名）がこの明細書の提出日現在における法人名と異なる場合にはその旧法人名を括弧書で（旧：〇〇）等と記載してください。
 - (2) 「所得金額の計算」の各欄
 - イ 「連結所得金額」の各欄
 - (イ) 「還付所得連結事業年度の連結所得の金額（1）」欄には、その還付所得連結事業年度（連結欠損金の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度をいいます。以下同じです。）の申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額（1）」欄に記載された連結所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
 - (ロ) 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額（2）」欄には、還付連結所得事業年度について、既に災害損失（連結事業年度において生じたものに限り、）又は連結欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。
 - ロ 「個別所得金額」の「還付所得連結事業年度の個別所得金額（4）」欄には、その還付所得連結事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（1）」欄に記載された個別所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額に基づく「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（1）」欄に記載されるべき更正後の個別所得金額）を記載し、個別欠損金額の場合には0と記載してください。
 - (※) 「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（5）」欄に記載した金額を、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める明細書及び請求書の各欄に記載してください。
 - ① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前1年内事業年度の所得金額（8）」欄及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（3）」欄
 - ② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前2年内事業年度の所得金額（5）」欄又は「前2年内事業年度の所得金額（8）」欄及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（3）」欄

(注) この明細書を作成する内国法人が欠損事業年度において通算法人でない場合又はこの明細書を作成する通算法人の欠損事業年度終了の日がその通算法人に係る通算親法人の事業年度又は法第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。）終了の日でない場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」及び「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の提出は不要です。

(3) 「法人税額の計算」の各欄

イ 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

- (イ) 「納付の確定した法人税額（6）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
- (ロ) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（7）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- (ハ) 「控除税額（8）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。
 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- (ニ) 「使途秘匿金額に対する税額（9）」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の67第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- (ホ) 「課税土地譲渡利益金額に対する税額（10）」欄には、令和2年旧措置法第3章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- (ヘ) 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（11）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。
- (ト) 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額（13）」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

ロ 「差引法人税額に係る個別帰属額のうち負担額」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

- (イ) 「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（15）」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（12）」欄に記載した金額を記載してください。
- (ロ) 「（8）に係る個別帰属額（16）」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「所得税の額の個別帰属額（33）」欄に記載した金額と「外国税額の個別帰属額（34）」欄に記載した金額との合計額を記載してください。
- (ハ) 「（9）に係る個別帰属額（17）」欄には、その前2年内事業年度の「各連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額計（10）」欄の外書に記載した金額を記載してください。
- (ニ) 「（10）に係る個別帰属額（18）」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「同上に対する税額（7）」欄に記載した金額を記載してください。
- (ホ) 「（11）に係る個別帰属額（19）」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額（5）」欄に記載した金額を記載してください。
- (ヘ) 「（13）に係る個別帰属額（21）」欄には、その前2年内事業年度後の連結事業年度において生じた連結欠損金又は災害損失連結欠損金について既に繰戻して法人税額の還付を受けている場合に、次の（算式）により計算した金額を記載してください。

(算式)

	×	欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額（24）」欄に記載した金額
「（13）」欄に記載した金額		
(※) 「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」		欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（26）」欄に記載した金額

次に定める請求書の各欄に記載してください。

- ① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄
- ② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄